

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成25年6月定例会—

## 目 次

議案第 65 号 盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	1
議案第 66 号 盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例について	15
議案第 67 号 盛岡市スポーツ研修センター条例について	22
議案第 68 号 盛岡市環境学習広場条例について	24
議案第 69 号 盛岡市歴史的町家展示交流館条例について	26
議案第 70 号 盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について	28
議案第 81 号 専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市市税条例の一部を改正する条例)	37

財政部 市民税課  
市民部 健康保険課

議案第65号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、延滞金の特例措置に係る割合及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限等を改めるとともに、東日本大震災による被災居住用財産に係る相続人についての特例を設けるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 市税に関する不利益処分等について、盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）の規定に基づき理由を示す。  
(2) 延滞金の特例措置に係る割合の改正

ア 特例基準割合の定義を改める。

【改正前】 各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合

【改正後】 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均の合計を12で除して計算した割合に、年1パーセントの割合を加算した割合

イ 延滞金の特例措置に係る割合を改める。

(ア) 市税に係る延滞金（法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金を除く。）の割合

【改正前】

区分	特例基準割合が7.3%以上	特例基準割合が7.3%未満
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.3%	各年の特例基準割合
上記の日以後の期間	14.6%	

【改正後】

区分	特例基準割合が7.3%以上	特例基準割合が7.3%未満
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.3%	各年の特例基準割合+1% (上限7.3%)
上記の日以後の期間	14.6%	各年の特例基準割合+7.3%

(1) 法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合

【改正前】

特例基準割合が 7.3%以上	特例基準割合が 7.3%未満
7.3%	

【改正後】

特例基準割合が 7.3%以上	特例基準割合が 7.3%未満
7.3%	各年の特例基準割合

《参考》還付加算金についても、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、当該特例基準割合とする旨、地方税法の改正が行われている。（条例改正は不要）

(3) 個人市民税関係

ア ふるさと寄附金に係る税額控除について、復興特別所得税率（2.1%）分を個人住民税に係る控除から除く。

イ 住宅借入金等特別税額控除について、居住年に係る適用期限を4年延長し、平成29年12月31日までとするとともに、平成26年分以後の所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用者（平成26年から平成29年までに入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除した残額があるものについては、翌年分の個人住民税において、当該残額に相当する額を、次の控除限度額の範囲内で減額する。

居住年	控除限度額
平成26年1月から同年3月まで	所得税の課税総所得金額等×5%（うち市民税分3%） (最高9万7,500円（うち市民税分5万8,500円）)
平成26年4月から平成29年12月まで	所得税の課税総所得金額等×7%（うち市民税分4.2%） (最高13万6,500円（うち市民税分8万1,900円）)

ウ 東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合の居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る特例についての規定の整理を行う。

エ 居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地等を譲渡した場合には、当該相続人が居住用財産の譲渡に係る特例等の適用を受けることとする。

(4) 国民健康保険税関係

ア 東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合の居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る特例についての規定の整理を行う。

イ 居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地等を譲渡した場合には、当該相続人が居住用財産の譲渡に係る特例等の適用を受けることとする。

3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日
- (2) 2-(2), 2-(3) -ア・ウ・エ及び2-(4) 平成26年1月1日
- (3) 2-(3) -イ 平成27年1月1日

## 延滞金等の見直しについて

- 国税の見直しに合わせ、延滞金等の割合は以下のとおりとする。

(注) 平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金等について適用。

	内 容	本 則	現行の特例 (公定歩合+4%)
延 滞 金	法定納期限を超過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	1 4 . 6 %	—
1ヶ月以内等	納期限後 1ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7 . 3 %	4 . 3 %
徴収の猶予等	事業廃止等による徴収の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減  (災害・病気等の場合には、全額免除)	2分の1免除 (7.3%)	4 . 3 %
還付加算金	地方団体から納税者への還付金等に付される利息	7 . 3 %	4 . 3 %

特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)	【参考】 貸出約定平均金利の年平均が 1% の場合
(特例基準割合*) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9 . 3 %
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1 % (早期納付を促す)	3 . 0 %
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2 . 0 %
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2 . 0 %

\*特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年 10 月～前年 9 月における平均に、1% を加算した割合

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 第1条から第4条まで 略 (行政手続条例の適用除外) 第5条 盛岡市行政手続条例(平成8年条例第32号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、盛岡市行政手続条例第2章 <u>(第8条を除く。)</u> 及び第3章 <u>(第14条を除く。)</u> の規定は、適用しない。 2 略 第6条から第36条の5まで 略 (寄附金税額控除) 第36条の6 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項 <u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> に定めるところにより計算した金額とする。 第36条の7から第118条の9まで 略 (特別土地保有税の申告納付) 第118条の10 略 2 特別土地保有税の納税者は、法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。 <u>第118条の13</u> において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。 第118条の11から第150条まで 略	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 第1条から第4条まで 略 (行政手続条例の適用除外) 第5条 盛岡市行政手続条例(平成8年条例第32号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、盛岡市行政手続条例第2章 <u>_____</u> 及び第3章 <u>_____</u> の規定は、適用しない。 2 略 第6条から第36条の5まで 略 (寄附金税額控除) 第36条の6 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項 <u>_____</u> に定めるところにより計算した金額とする。 第36条の7から第118条の9まで 略 (特別土地保有税の申告納付) 第118条の10 略 2 特別土地保有税の納税者は、法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。 <u>第118条の12</u> において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付しなければならない。 第118条の11から第150条まで 略

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>第1条から第3条まで 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第16条、第43条の2第2項、第45条の5第3項、第45条の6第2項_____、第45条の18第2項、第63条の2第2項、第90条第5項、第93条第2項、第118条の10第2項、<u>第118条の13第2項及び第126条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント</u> の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u>(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>2 当分の間、第45条の7の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u> (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項にお</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>第1条から第3条まで 略 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第16条、第43条の2第2項、第45条の5第3項、第45条の6第2項、<u>第45条の7の2</u>、第45条の18第2項、第63条の2第2項、第90条第5項、第93条第2項、第118条の10第2項、<u>第118条の12第2項及び第126条第2項に規定する延滞金の</u>年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u>中においては、<u>当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法_____第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(_____以下この項にお</p>

改正後	改正前
<p>いて「特例期間」という。) 内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び<u>前条第2項</u>の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 略 (公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第3条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から<u>第10項</u>までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から<u>第10項</u>までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から<u>第10項</u>までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第3条の4から第5条の3まで 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から<u>平成39年度</u>までの各年度分の個人の市民税</p>	<p>いて「特例期間」という。) 内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 略 (公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第3条の3の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から<u>第9項</u>までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から<u>第9項</u>までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から<u>第9項</u>までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第3条の4から第5条の3まで 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税</p>

改正後	改正前
<p>に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成29年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略        (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項又は附則第25条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第6条から第14条まで 略        (特別土地保有税の課税の停止)</p> <p>第14条の2 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第118条の2から<u>第118条の13</u>までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。</p> <p>2 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第118条の2から<u>第118条の13</u>までの規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。</p>	<p>に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成25年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 略        (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第36条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納稅義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第36条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納稅義務者の前年中の所得について、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第24条第1項、附則第24条の2第1項又は附則第25条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第36条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第6条から第14条まで 略        (特別土地保有税の課税の停止)</p> <p>第14条の2 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第118条の2から<u>第118条の12</u>までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。</p> <p>2 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第118条の2から<u>第118条の12</u>までの規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。</p>

改正後	改正前
第15条から第22条まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	第15条から第22条まで 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第22条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、 <u>第37条の9の4又は第37条の9の5</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	第22条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで <u>又は第37条の9の2から第37条の9の5までの</u> 規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
第23条から第36条まで 略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等に係る個人の市民税に関する特例)	第23条から第36条まで 略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る個人の市民税に関する特例)
第36条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。	第36条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第22条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条

改正後		改正前
附則第22条第 1項	<p><u>第35条第1項</u></p> <p>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</p> <p><u>同法第31条第1項</u></p> <p>租税特別措置法第31条第1項</p>	<p><u>第1項</u>と、附則第22条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第23条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第24条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。</p>
附則第22条の 2第3項	<p><u>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5</u></p> <p>第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</p>	
附則第23条第 1項	<p><u>租税特別措置法第31条の3第1項</u></p> <p>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</p>	

改正後	改正前
<u>附則第24条第1項</u>	<u>第35条第1項</u> 第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。） <u>同法第32条第1項</u> 租税特別措置法第32条第1項
<p>2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納稅義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第22条、附則第22条の2、附則第23条又は附則第24条の規定を適用する。</p>	
<p>3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条</p>	<p>2 前項の規定は、<u>同項</u>の規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条</p>

改正後	改正前
<p>の2第1項の確定申告書を含む。)に、<u>これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき</u>(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。            (東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)</p>	<p>の2第1項の確定申告書を含む。)に、<u>前項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。            (東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)</p>
<p>第37条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p>	<p>第37条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び附則第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p>
<p>2 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第</p>	<p>2 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第</p>

改正後	改正前
<p>6項」と、附則第5条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。</p>	<p>6項」と、附則第5条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。</p>
<p>第38条及び第39条 略</p>	<p>第38条及び第39条 略</p>
<p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例)</p>	<p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長に係る保険税に関する特例)</p>
<p>第40条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第26条(附則第27条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第26条中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	<p>第40条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第26条(附則第27条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第26条中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>
<p><u>附 則(平成25年条例第 号)</u></p>	
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第5条及び第118条の10第2項の改正規定並びに附則第3条の2の改正規定(「第118条の12第2項」を「第118条の13第2項」に改める部分に限る。)及び附則第14条の2の改正規定は公布の日から、附則第5条の3の2及び附則第37条の改正規定並びに附則第4条第3項の規定は平成27年1月1日から施行する。</p>	
<p><u>(行政手続条例の適用除外に関する経過措置)</u></p>	
<p>第2条 改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第5条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする同項に規定する行為について適用し、施行日前にした改正前の盛岡市市税条例第5条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。</p>	

改正後	改正前
(延滞金に関する経過措置)	
第3条 新条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。	
(市民税に関する経過措置)	
第4条 新条例附則第3条3の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	
2 新条例附則第36条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。	
3 新条例附則第37条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	
(国民健康保険税に関する経過措置)	
第5条 新条例附則第40条の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。	

財政部 納税課  
市民部 健康保険課  
保健福祉部 介護高齢福祉課  
上下水道局 下水道整備課

## 議案第66号

### 盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

市税に係る延滞金の例に準じ、分担金、使用料、手数料等の市税外歳入、下水道事業に係る受益者負担金並びに介護保険及び後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の特例措置に係る割合を改めようとするものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 特例基準割合の定義の改正

市税の例に準じて延滞金の特例措置において用いてきた特例基準割合の定義を改める。

【改正前】 各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合

【改正後】 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月において銀行が新たに行った貸付（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均の合計を12で除して計算した割合に、年1パーセントの割合を加算した割合

##### (2) 延滞金の割合等の特例の改正

延滞金の特例措置に係る割合を改める。

ア 分担金、使用料、手数料等の市税外歳入、下水道事業に係る受益者負担金及び介護保険の保険料の延滞金の割合

【改正前】

区分	特例基準割合が7.25%以上	特例基準割合が7.25%未満
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.25%	各年の特例基準割合
上記の日以後の期間		14.5%

【改正後】

区分	特例基準割合が7.25%以上	特例基準割合が7.25%未満
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	7.25%	各年の特例基準割合+1% (上限7.25%)
上記の日以後の期間	14.5%	各年の特例基準割合+7.25%

イ 後期高齢者医療の保険料の延滞金の割合

【改正前】

区分	特例基準割合が 7.3%以上	特例基準割合が 7.3%未満
納期限の翌日から 1 月を 経過する日までの期間	7.3%	各年の特例基準割合
上記の日以後の期間		14.6%

【改正後】

区分	特例基準割合が 7.3%以上	特例基準割合が 7.3%未満
納期限の翌日から 1 月を 経過する日までの期間	7.3%	各年の特例基準割合 + 1 % (上限 7.3%)
上記の日以後の期間	14.6%	各年の特例基準割合 + 7.3%

3 施行期日

平成26年 1月 1 日

【第1条】盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 昭和25年11月1日条例第32号</p> <p>第1条から第4条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで 略</p> <p>5 当分の間、第3条第1項に規定する<u>延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合</u>は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>年14.5パーセントの割合</u>にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p> <p>6から8まで 略</p> <p>附 則（平成25年条例第 号） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例附則第5項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例 昭和25年11月1日条例第32号</p> <p>第1条から第4条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで 略</p> <p>5 当分の間、第3条第1項に規定する<u>延滞金の年7.25パーセントの割合</u>は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>とする。</p> <p>6から8まで 略</p>

【第2条】盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和49年3月29日条例第15号	○盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和49年3月29日条例第15号
第1条から第17条まで 略  附 則  1から6まで 略  7 当分の間、第13条に規定する <u>延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</u>  8から10まで 略  附 則(平成25年条例第 号) (施行期日) 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。 (経過措置) 3 第2条の規定による改正後の盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第7項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。	第1条から第17条まで 略  附 則  1から6まで 略  7 当分の間、第13条に規定する <u>延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</u>  8から10まで 略

【第3条】盛岡市介護保険条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 第1条から第24条まで 略 附 則 第1条から第5条まで 略 (延滞金に関する経過措置) 第6条 当分の間、第9条第1項に規定する <u>延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u> 第7条から第11条まで 略 <u>附 則（平成25年条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。 <u>（経過措置）</u> 4 第3条の規定による改正後の盛岡市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用	○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 第1条から第24条まで 略 附 則 第1条から第5条まで 略 (延滞金に関する経過措置) 第6条 当分の間、第9条第1項に規定する <u>延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u> 第7条から第11条まで 略

改正後	改正前
し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。	

【第4条】盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号</p> <p>第1条から第10条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 当分の間、第6条第1項に規定する<u>延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合</u>は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>年14.6パーセントの割合</u>にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>附 則（平成25年条例第 号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>5 第4条の規定による改正後の盛岡市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月27日条例第16号</p> <p>第1条から第10条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 当分の間、第6条第1項に規定する<u>延滞金の年7.3パーセントの割合</u>は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年</u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>とする。</p>

議案第67号

## 盛岡市スポーツ研修センター条例について

## 1 制定の趣旨

スポーツに関する知識及び技術の習得並びに宿泊のための施設を提供することにより、スポーツを行う者の競技水準の向上を図るとともに、スポーツへの市民の参加を支援するため、スポーツ研修センターを設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 2 条例の内容

## (1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡市つなぎスポーツ研修センター	盛岡市繫字館市69番地2

(2) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(3) 使用時間 次のとおりとする。

ア 宿泊施設 午後3時から使用の許可を受けた期間の満了日の午前10時まで

イ 研修施設 午前9時から午後5時まで（宿泊者が使用する場合は、アと同じ。）

(4) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

(5) 使用料 次のとおりとする。

区分	使用料
宿泊施設（1人1泊につき）	一般 3,500円
	高等学校生徒及び中学校生徒 3,000円
	小学校児童 2,800円
研修施設（1時間までごとに）	研修室 1,100円
	大広間 1,100円

備考 研修施設を宿泊者が使用する場合の使用料は、無料とする。

(6) 運営及び管理 指定管理者に行わせるものとする（利用料金制を採用する。）。

## 3 施行期日

平成26年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 4 施設概要

コンクリート造 地上6階（うち塔屋1階）、地下1階

※岩手県国民健康保険団体連合会所有「ひまわり荘」を改修して活用する。

宿泊施設 全39室 収容定員99名

研修施設 2室

議案第68号

盛岡市環境学習広場条例について

1 制定の趣旨

自然環境の保全、循環型社会の形成及び再生可能エネルギーの利用に対する理解を深めるための体験学習の場を提供する施設として、環境学習広場を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡市環境学習広場	盛岡市上田字上堤頭30番地10

(2) 運営及び管理 指定管理者に行わせるものとする（使用の許可等は市長が行う。）。

3 施行期日

平成26年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 施設概要

(1) いこいの花畠（バイオマス資源及び資源循環の仕組みを学ぶゾーン 約 3,600m<sup>2</sup>）

花畠、東屋、太陽光発電による照明、太陽光発電による換気を行う水洗トイレ、物置

(2) 光のガーデン（環境啓発イベント及び再生可能エネルギー照明の展示を行うゾーン 約 5,300m<sup>2</sup>）

シンボルツリー1本、果実のなる樹木10本、ハイブリット照明1基、ソーラー照明2基

(3) 観察の木陰（自然観察を行うゾーン 約 5,300m<sup>2</sup>）

池、井戸（ソーラーポンプ及び手こぎポンプによるくみ上げ）、樹木27本、カブトムシ等の幼虫成育用の落葉山

(4) その他

各ゾーン内の説明パネル（10枚）、廃ガラス等から作成した舗装材による園路、廃材を利用した合成材による防護柵及び階段、駐車場（20台）、駐輪場（40台）、道路脇の桜22本、ベンチ9基

5 その他

供用開始の前に公募により愛称を募集する。

議案第69号

## 盛岡市歴史的町家展示交流館条例について

## 1 制定の趣旨

歴史的町家の活用を通じた地域の活性化に資するため、町家及び市民の生活の推移に関する資料を展示し、及び市民の交流の場を提供する施設として、歴史的町家展示交流館を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

## 2 条例の内容

## (1) 名称及び位置

名称	位置
もりおか町家物語館	盛岡市鉢屋町10番8号

(2) 運営及び管理 指定管理者に行わせるものとする（利用料金制を採用する。）。

## (3) 開館時間

ア ホール 午前9時から午後9時30分まで

イ 展示室及び案内所 午前9時から午後7時まで

## (4) 使用料

ア ホール

区分		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
入場料を徵 収しない場 合	土曜日及 び休日	3,600円	5,700円	6,500円	9,300円	12,200円	15,800円
	その他の 日	3,200円	4,400円	5,700円	7,600円	10,100円	13,300円
1,000円未 満の入場料 を徵収する 場合	土曜日及 び休日	4,000円	6,500円	8,000円	10,500円	14,500円	18,500円
	その他の 日	3,600円	5,700円	6,800円	9,300円	12,500円	16,100円
1,000円以 上 2,000円	土曜日及 び休日	4,400円	6,800円	8,400円	11,200円	15,200円	19,600円

未満の入場料を徴収する場合	その他の日	3,600円	6,100円	7,300円	9,700円	13,400円	17,000円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	5,300円	7,300円	9,600円	12,600円	16,900円	22,200円
	その他の日	4,400円	6,500円	7,600円	10,900円	14,100円	18,500円

イ 多目的広場 1時間までごとに 1,000円の範囲内で規則で定める額

### 3 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条例の施行の日前においても行なうことができる。

### 4 施設の概要

- (1) 敷地面積 3,135.25m<sup>2</sup>
- (2) 延床面積 1,495.92m<sup>2</sup> (母屋・文庫蔵棟 499.26m<sup>2</sup>, 浜藤の酒蔵・大正蔵棟 996.66m<sup>2</sup>)
- (3) 設置機能

ア 母屋 町家の展示室、鉈屋町界隈の案内所、休憩所

イ 文庫蔵 地域ゆかりの作家、写真家、画家等の作品及び資料の展示室、子ども向けの読書コーナー

ウ 浜藤の酒蔵 ホール

エ 大正蔵 昭和時代の道具、玩具等の展示室

オ 多目的広場 イベント等を実施するための屋外広場

議案第70号

## 盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

つなぎ多目的運動場を設置しようとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 設置する屋外スポーツ施設の名称及び位置

名称	位置
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2

(2) 開設期間 3月1日から12月28日まで

(3) 使用時間 午前9時から午後9時まで（土日及び休日は、午前8時から午後9時まで）

(4) 休場日 休場しないものとする。

(5) 使用料 次のとおりとする。

区分	一般	高等学校生徒 以下の者
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1時間までごとに）	4,000円 2,000円

備考 多目的運動場の半面を使用する場合は、表に掲げる額の2分の1に相当する額を使用料として徴収する。

(6) 運営及び管理 指定管理者に行わせるものとする（利用料金制を採用する。）。

## 3 施行期日

平成26年4月1日

## 4 施設の概要

(1) 多目的運動場 約 116m×83m, 65mmロングパイル人工芝 約 10,000m<sup>2</sup>

(2) 防球フェンス 約 8m×400m

(3) 夜間照明設備 12灯式2基, 6灯式4基 計6基

(4) 管理棟 木造1階建て 約 133m<sup>2</sup>

盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																														
<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田スポーツセンタ</td><td>盛岡市上太田穴口4番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td><td>盛岡市上太田穴口4番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立松園運動広場</td><td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立綱取スポーツセンタ</td><td>盛岡市浅岸字綱取34番地251</td></tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td><td>盛岡市東中野字立石8番地11</td></tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td><td>盛岡市乙部28地割34番地2</td></tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキ一場</td><td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td><td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td></tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td></tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td><td>盛岡市繫字除キ32番地2</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これら</p>	名称	位置	盛岡市立太田スポーツセンタ	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立綱取スポーツセンタ	盛岡市浅岸字綱取34番地251	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキ一場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繫字除キ32番地2	<p>○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田スポーツセンタ</td><td>盛岡市上太田穴口4番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td><td>盛岡市上太田穴口4番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立松園運動広場</td><td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td></tr> <tr> <td>盛岡市立綱取スポーツセンタ</td><td>盛岡市浅岸字綱取34番地251</td></tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td><td>盛岡市東中野字立石8番地11</td></tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td><td>盛岡市乙部28地割34番地2</td></tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキ一場</td><td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td></tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td><td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td></tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td></tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td></tr> </tbody> </table> <p>(開設期間及び使用時間)</p> <p>第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これら</p>	名称	位置	盛岡市立太田スポーツセンタ	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3	盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立綱取スポーツセンタ	盛岡市浅岸字綱取34番地251	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキ一場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49
名称	位置																																														
盛岡市立太田スポーツセンタ	盛岡市上太田穴口4番地3																																														
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3																																														
盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号																																														
盛岡市立綱取スポーツセンタ	盛岡市浅岸字綱取34番地251																																														
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																														
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																														
盛岡市立生出スキ一場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																														
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																														
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																														
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																														
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繫字除キ32番地2																																														
名称	位置																																														
盛岡市立太田スポーツセンタ	盛岡市上太田穴口4番地3																																														
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口4番地3																																														
盛岡市立松園運動広場	盛岡市西松園三丁目19番4号																																														
盛岡市立綱取スポーツセンタ	盛岡市浅岸字綱取34番地251																																														
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																														
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																														
盛岡市立生出スキ一場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																														
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																														
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																														
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																														

## 改正後

を変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
盛岡市立太田スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	(1) 運動広場及び子供広場 午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで (2) キャンプ場 午前9時から翌日の午前9時まで
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで
盛岡市立綱取スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキ一場	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで

## 改正前

を変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
盛岡市立太田スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	(1) 運動広場及び子供広場 午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで (2) キャンプ場 午前9時から翌日の午前9時まで
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで
盛岡市立綱取スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時(6月から8月までにあつては、午後7時)まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキ一場	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで

改正後			改正前		
盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで	盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立つなぎ多目的運動場	3月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時(土曜日, 日曜日又は国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」とい う。)にあつては、午前8時から午後9時)まで			
(休場日)			(休場日)		
第4条 屋外スポーツ施設(盛岡市立乙部運動広場, 盛岡市立生出スキ一場, 盛岡市立玉山運動場, 盛岡市立好摩相撲場, <u>盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場</u> を除く。以下この項において同じ。)の休場日は, 次の各号に掲げる屋外スポーツ施設の区分に応じ, 当該各号に定める日とする。ただし, 市長が特に必要があると認めたときは, 臨時に開場し, 又はこれら以外の日に休場することができる。			第4条 屋外スポーツ施設(盛岡市立乙部運動広場, 盛岡市立生出スキ一場, 盛岡市立玉山運動場, 盛岡市立好摩相撲場及び <u>盛岡市立好摩テニスコート</u> を除く。以下この項において同じ。)の休場日は, 次の各号に掲げる屋外スポーツ施設の区分に応じ, 当該各号に定める日とする。ただし, 市長が特に必要があると認めたときは, 臨時に開場し, 又はこれら以外の日に休場することができる。		
(1) 盛岡市立太田スポーツセンター, 盛岡市立太田テニスコート及び盛岡市立綱取スポーツセンター 每月第3火曜日(その日が <u>祝日法による休日</u> に当たるときは, その翌日)			(1) 盛岡市立太田スポーツセンター, 盛岡市立太田テニスコート及び盛岡市立綱取スポーツセンター 每月第3火曜日(その日が <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)</u> に当たるときは, その翌日)		
(2) 盛岡市立松園運動広場及び盛岡市立東中野運動広場 每月第3金曜日(その日が <u>祝日法による休日</u> に当たるときは, その前日)			(2) 盛岡市立松園運動広場及び盛岡市立東中野運動広場 每月第3金曜日(その日が <u>祝日法による休日</u> に当たるときは, その前日)		
2 盛岡市立乙部運動広場, 盛岡市立生出スキ一場, 盛岡市立玉山運動場, 盛岡市立好摩相撲場, <u>盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場</u> は, 休場しないものとする。ただし, 市長が特に必要があると認めたときは, 臨時に休場することができる。			2 盛岡市立乙部運動広場, 盛岡市立生出スキ一場, 盛岡市立玉山運動場, 盛岡市立好摩相撲場及び <u>盛岡市立好摩テニスコート</u> は, 休場しないものとする。ただし, 市長が特に必要があると認めたときは, 臨時に休場することができる。		
第5条から第20条まで 略			第5条から第20条まで 略		
附 則 略			附 則 (平成22年条例第17号)		

## 改正後

附 則（平成25年条例第 号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 別表（第8条関係）

- (1) 盛岡市立太田スポーツセンター、盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園運動広場、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキ一場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料

区分		一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立太田スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	3,000円	1,500円
	子供広場	無料	
	キャンプ広場		
盛岡市立太田テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	500円	250円
盛岡市立松園運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	1,500円	750円
盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円
盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	300円	100円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円

## 改正前

## 別表（第8条関係）

- (1) 盛岡市立太田スポーツセンター、盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園運動広場、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキ一場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料

区分		一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立太田スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	3,000円	1,500円
	子供広場	無料	
	キャンプ広場		
盛岡市立太田テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	500円	250円
盛岡市立松園運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	1,500円	750円
盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)	500円	150円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円
盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)	300円	100円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)	300円	100円

改正後					改正前				
	でごとに)					でごとに)			
盛岡市立乙部運動広場	運動広場		無料		盛岡市立乙部運動広場	運動広場		無料	
盛岡市立生出スキ一場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで, 正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで		840円	420円	盛岡市立生出スキ一場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで, 正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	
		午前9時から午後4時まで		1,460円	730円			午前9時から午後4時まで	
		開設期間中		10,500円	7,350円			開設期間中	
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場(1時間までごとに)		4,000円	2,000円					

備考

- 1 盛岡市立太田スポーツセンター運動広場及び盛岡市立松園運動広場をテニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、それぞれ1面につき盛岡市立太田スポーツセンター運動広場にあつては表に掲げる額の6分の1に、盛岡市立松園運動広場にあつては表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。
  - 2 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合は、表に掲げる額の2分の1に相当する額を使用料として徴収する。
- (2) 盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

備考 盛岡市立太田スポーツセンター運動広場及び盛岡市立松園運動広場をテニスコート、バレーボールコート又はゲートボールコートに区分して使用する場合は、それぞれ1面につき盛岡市立太田スポーツセンター運動広場にあつては表に掲げる額の6分の1に、盛岡市立松園運動広場にあつては表に掲げる額の3分の1に相当する額を使用料として徴収する。

- (2) 盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

改正後							改正前						
区分					一般	高等学校生徒以下の者	区分					一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	310円	150円	盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	310円	150円
				1日までごとに	2,000円	1,000円				1日までごとに	2,000円	1,000円	
			その他の日	1時間までごとに	210円	100円			その他の日	1時間までごとに	210円	100円	
				1日までごとに	1,340円	670円				1日までごとに	1,340円	670円	
			その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,360円			その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,360円	
				1日までごとに		8,730円				1日までごとに		8,730円	
				その他の日	1時間までごとに	1,050円				その他の日	1時間までごとに	1,050円	
					1日までごとに	6,720円				1日までごとに		6,720円	
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,260円	630円	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1時間までごとに	1,260円	630円	
				1日までごとに	8,060円	4,030円				1日までごとに	8,060円	4,030円	
			その他の日	1時間までごとに	840円	420円			その他の日	1時間までごとに	840円	420円	
				1日までごとに	5,360円	2,680円				1日までごとに	5,360円	2,680円	

改正後						改正前						
		その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）			その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）			
			その他の日	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）			その他の日	1日までごとに1日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）				
盛岡市立好摩相撲場	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円	盛岡市立好摩相撲場	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	210円	100円	
		個人使用の場合（1人につき）	1時間までごとに	100円	50円		個人使用の場合（1人につき）	1時間までごとに	100円	50円		
		その他の催しに使用する場合	1時間までごとに	310円			その他の催しに使用する場合	1時間までごとに	310円			
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	630円	310円		料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	1時間までごとに	630円	310円	
		その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の50人分に相当する額（その額が26,250円に満たない場合は、26,250円）				その他の催しに使用する場合	1日までごとに1日の最高入場料の50人分に相当する額（その額が26,250円に満たない場合は、26,250円）				
盛岡市立好摩	料金を徴収しない場合	1面につき1時間までごとに		520円	260円	盛岡市立好摩	料金を徴収しない場合	1面につき1時間までごとに		520円	260円	
テニスコート	料金を徴収する場合	1面につき1時間までごとに		1,560円	780円	テニスコート	料金を徴収する場合	1面につき1時間までごとに		1,560円	780円	

備考

備考

改正後	改正前
1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。	1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
2 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。	2 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。
3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。	3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
(3) 附属設備を使用する場合の使用料 ア 拡声装置 1日につき1,000円 イ 移動テント 1夜1張につき300円 ウ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場、 <u>盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場</u> の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額	(3) 附属設備を使用する場合の使用料 ア 拡声装置 1日につき1,000円 イ 移動テント 1夜1張につき300円 ウ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場 <u>及び盛岡市立好摩テニスコート</u> の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額

財政部 市民税課  
市民部 健康保険課

議案第81号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、住宅の耐震改修に係る固定資産税の特例に関する経過措置の適用を受ける際の申告に必要な書類を定めるとともに、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者の属する世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等を行うほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 固定資産税関係

住宅の耐震改修に係る固定資産税の特例に関する経過措置の適用を受ける際の申告に必要な書類を定める。

(2) 国民健康保険税関係

ア 国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険税について、既に講じられている当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、当該移行後5年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずる。

イ 国民健康保険の保険税の減額措置に係る基準額等について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り当該移行した者を含めて算定することとしている措置を、期限を区切らない恒久措置とする。

3 施行期日 平成25年4月1日

盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>
<p>第1条から第45条の18まで 略</p>	<p>第1条から第45条の18まで 略</p>
<p>第46条 略 2から5まで 略</p>	<p>第46条 略 2から5まで 略</p>
<p>6 土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理事業の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業</p>	<p>6 土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理事業の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項文は第11条第1項の規定により行う独立行政法人緑資源機構を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧独立行政法人緑資源機構法」という。）第11条第1項第7号イの事業又は森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理事業による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができること</p>

改正後	改正前
<p>となつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p>	<p>となつた日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p>
7 略	7 略
第46条の2から第118条まで 略	第46条の2から第118条まで 略
第118条の2 略	第118条の2 略
2及び3 略	2及び3 略
4 土地区画整理法による土地区画整備事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業	4 土地区画整理法による土地区画整備事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもつて当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなす、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。
<p>_____の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもつて当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなす、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p>	<p>_____の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもつて当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなす、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。</p>

改正後	改正前
<p>5 略 第118条の3から第141条まで 略 (保険税の税率)</p> <p>第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の8.4 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円 (3) 世帯別平等割</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日_____以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号イ、次項及び第147条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号ウ、次項及び第147条において同じ。）以外の世帯 1世帯について 2万3,900円</p> <p>イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円 ウ 特定継続世帯 1世帯について 1万7,925円</p> <p>2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.6 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円 (3) 世帯別平等割</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 7,100円</p>	<p>5 略 第118条の3から第141条まで 略 (保険税の税率)</p> <p>第142条 第139条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の8.4 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について2万2,000円 (3) 世帯別平等割</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯_____（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この号イ、次項及び第147条において同じ。）</p> <p>以外の世帯 1世帯について 2万3,900円</p> <p>イ 特定世帯 1世帯について 1万1,950円</p> <p>2 第139条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 100分の2.6 (2) 被保険者均等割 被保険者1人について6,200円 (3) 世帯別平等割</p> <p>ア 特定世帯_____以外の世帯 1世帯について 7,100円</p>

改正後	改正前
<p>イ 特定世帯 1世帯について 3,550円  <u>ウ 特定継続世帯 1世帯について5,325円</u></p>	<p>イ 特定世帯 1世帯について 3,550円</p>
<p>3 略  第143条から第146条の10まで 略  (保険税の減額)</p>	<p>3 略  第143条から第146条の10まで 略  (保険税の減額)</p>
<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円），同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯</u>以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円），同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯<u>以外</u>の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,340円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正後	改正前
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,970円	(ア) 特定世帯_____以外の世帯 1世帯について 4,970円
(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円	(イ) 特定世帯 1世帯について 2,485円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について3,728円	
才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円	才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,480円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者 (当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者 (当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第138 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1万1,000円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万 1,950円	(ア) 特定世帯_____以外の世帯 1世帯について 1万 1,950円
(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円	(イ) 特定世帯 1世帯について 5,975円
(ウ) 特定継続世帯 1世帯について8,963円	
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,100円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額 被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 3,100円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 3,550円	(ア) 特定世帯_____以外の世帯 1世帯について 3,550円

改正後	改正前
(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について2,663円	(イ) 特定世帯 1世帯について 1,775円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,200円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 3,200円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。）ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について4,400円	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前2号に該当する者を除く。）ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について4,400円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について3,585円	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯 以外の世帯 1世帯について 4,780円 (イ) 特定世帯 1世帯について 2,390円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について1,240円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について1,240円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円 (ウ) 特定継続世帯 1世帯について1,065円	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯 以外の世帯 1世帯について 1,420円 (イ) 特定世帯 1世帯について 710円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税

改正後	改正前
被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,280円	被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,280円
力 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円	力 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円
第 147条の 2 から第 150条まで 略	第 147条の 2 から第 150条まで 略
附 則 第1条から第15条の 2 まで 略 (読替規定)	附 則 第1条から第15条の 2 まで 略 (読替規定)
第15条の 3 法附則第15条第 1 項, 第16項, 第17項, 第19項, 第21項, 第23項, 第24項, 第26項若しくは第33項又は第15条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第132条第 2 項中「又は第28項」とあるのは,「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の 3 まで」とする。	第15条の 3 法附則第15条第 1 項, 第18項, 第19項, 第21項, 第23項, 第25項, 第26項, 第28項若しくは第36項又は第15条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第132条第 2 項中「又は第28項」とあるのは,「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の 3 まで」とする。
第16条から第40条まで 略 附 則 (平成25年条例第26号) (施行期日)	第16条から第40条まで 略
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (固定資産税に関する経過措置) 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 3 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第7条の3の規定の適用については、同条中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。	

改正後	改正前
<p>(都市計画税に関する経過措置)</p> <p>4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の 都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、 なお従前の例による。</p>	
<p>(国民健康保険税に関する経過措置)</p> <p>5 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成25年度以後の年度 分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税 については、なお従前の例による。</p>	